

令和6年1月から 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の 国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産又は出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除の内容

- 出産される被保険者の保険税の所得割額と均等割額が、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月までの4ヶ月（多胎妊娠の場合は6ヶ月）分が免除されます。**


	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			●	●	●	●	
多胎の方	●	●	●	●	●	●	

※双子など多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前からの6ヶ月分が免除されます

※ただし、免除の対象となるのは、令和6年1月分以降の保険税です

※課税限度額に達している世帯は、免除を適用しても税額が変わらない場合があります

- 制度開始時の保険税免除期間

・・・対象期間

令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月
出産		●					
	出産	●	●				
		● 出産	●	●			
		●	● 出産	●	●		
		● 多胎のみ	●	● 出産	●	●	
		● 多胎のみ	● 多胎のみ	●	● 出産	●	●

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税免除届出書（裏面）
- ② 出産予定日（出産日）と多胎妊娠の場合はその事実を確認することができる母子手帳等の書類
- ③ 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※郵送の場合は①届出書と②③の写しを下記までお送りください。

宛先 〒013-8601 横手市中央町8番2号 横手市 国保市民課 国民健康保険係

届出先

横手市 国保市民課 国民健康保険係（本庁舎1階6番窓口） TEL 0182-35-2186

■各地域局市民サービス課

増田市民サービス課 TEL 45-5513

十文字市民サービス課 TEL 42-5114


平鹿市民サービス課 TEL 24-1113

山内市民サービス課 TEL 53-2932

雄物川市民サービス課 TEL 22-2156

大雄市民サービス課 TEL 52-3905

大森市民サービス課 TEL 26-2115

裏面  届出書